

産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 30 日

都道府県知事

岐阜市長 殿



提出者

住 所 岐阜県岐阜市茜部菱野4丁目64番地

氏 名 日本道路株式会社 岐阜営業所
所長 河戸 啓佑

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 058-268-5090

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社 岐阜営業所
事業場の所在地	岐阜県岐阜市茜部菱野4丁目64番地
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06 建設業/ 総合工事業
② 事業の規模	1,116,183千円
③ 従業員数	11人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業者（当社）は舗装工事等でがれき類が発生する予定があれば、事前契約を締結した収集運搬業者に運搬処分を依頼する。収集要請された収集運搬業者は、収集運搬前日までに配車表を作成し、当日現場へ赴く。収集運搬員は、排出事業の現場にて排出事業者立ち合いのもと、がれき類等の廃棄物とマニフェストの内容を確認の上、収集運搬を行う。収集運搬員は、排出事業者が事前契約を締結した処分業者のところにがれき類等の廃棄物を運搬し、処分業者立ち合いのもと、がれき類等の廃棄物とマニフェストの内容を確認の上、がれき類等の廃棄物を処分業者に引き渡す。処分業者は中間処理業者から持ち込まれたがれき類等を破碎処理するなどして再生材として再資源化し、再資源化の出来ないものは最終処分業者が埋め立てなどの処理に回されて処分される。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工事課…工事施工管理等を通じて全般的に産業廃棄物処理に直接係わる部署。
 営業課…工事請負契約締結時において監督官庁からの要請や要望事項を工事課など各部署に伝達する役割を持ち、工事請負契約の中で発生する産業廃棄物の処理に係わる事項についても的確に伝達する義務がある。
 安全環境課…工事施工にあたり安全面での管轄部署であり、環境保護の立場からも法令順守などの指導監督する部署。産業廃棄物処理については直接的に監督管理する立場にある。
 管理課…事務処理すべてを管轄する部署で、産業廃棄物処理に関する書類整備や作成補助を行う。
 各工事現場事務所…有期の工事事務所であり、請負契約締結後に設置されて、施工管理を行う。当然、そこで発生する産業廃棄物の処理も直接的に行う部署となる。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートくず
	排出量	2221.53 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 発生した産業廃棄物はすべて再生利用される中間処理工場に委託する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートくず
	排出量	2000.00 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 発生した産業廃棄物はすべて再生利用される中間処理工場に委託する。 具体的にはがれき類については自社中間処理工場へ可能な限り持ち込むよう対応する。 ※産業廃棄物が発生する元請工事の稼働が見込まれるため目標値は継続。 コンクリートくずについては、実績で目標値を上回ったため見直し。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）		
	現場内で発生する産業廃棄物は工事の性質上がれき類がほとんどであるため、特に分別の必要性は少ないが、事務所等で発生する産業廃棄物については、例えば産廃処理ボックスを廃プラ、金属くず、木くず、等種類別に分けて処理する方法をとっている。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）		
	現状で記載したことと同様に、現場内で発生する産業廃棄物がれき類は分別の必要性は少ないが、事務所等で発生する産業廃棄物については産廃処理ボックスを廃プラ、金属くず、木くず等種類別に分けて処理する方法を今後も継続して実施。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートくず
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートくず
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートくず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートくず
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートくず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートくず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートくず
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 当社中間処理工場で処理できないものについては再生利用業者へ処理を要		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	コンクリートくず
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3,000 t	200 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も当社中間処理工場で処理できないものについては再生利用業者へ 処理委託 し、現場のできる範囲内で優良処理業者へ委託するようにする。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じた事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。
中
間
量
行
収
あ
へ
と
の
入